

あしたの虹

2021年 1月 No.10
〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26
大須土方ドリームマンション 401
日本国民救援会愛知県本部内 TEL 052-684-5825 FAX 052-684-6355

明けましておめでとうございます
本年もよろしくお願いたします

◆田邊雅樹さんは元気です

毎月、国民救援会大分県本部の松井実世弘さんと河野武男事務局長さんが「田邊さんとの面会記」をファックスで送ってくださっています。

最新版の12月23日付のものから抜粋します。

「これまでの面会と違っていたのは面会室に小型の対話マイクが設置されていたこと。」「彼は体調はよいとのこと。寒いけど使い捨てカイロは使えないので寒さはややがまんして寝ているとのこと。でも元気そうに見えました。28日から翌年4日まで作業もなく正月休みになるとのこと。本が読めると言っていました。」「福井は雪も多く寒い。実家は美浜町で原発まで10分位の所とのこと。」「小林弁護士さんから手紙が来た。仮釈放の方向でとりくんでると。」「母は82歳になった。体調は悪くはないけど……。」「大阪の弟も署名をしてくれたとうれしそうに話してくれた。」

◆新型コロナウイルスが活動に影響

8月1日の総会から5ヵ月が過ぎましたが、この間は豊川事件の学習会の講師のお呼びが一度もかかりませんでした。どこも、自分たちの組織の活動が思うようにできず、特に人を集めることがとても難しかった所為だと思われます。

何をするにしても新型コロナウイルスの感染拡大防止に意を注がなくてはならず、私たちが毎月取り組んでいる豊橋駅前での「宣伝署名行動」においても、12月には、参加者のマスクは勿論のこと、全員がビニール手袋を着用し、ボールペンも

一回使うごとにアルコールを含んだウェットティッシュで拭くといったことをしながら取り組まなければなりません。この日は寒い日ではありませんでしたが、いつもの年の瀬とは打って変わって人通りの極めて少ない駅前でした。



【こちらは成果の多かった10月31日の参加者】

以下に8月からの成果を記しますが、5回の取り組みの中でも10月31日のハロウィンの日だけは他の月と違っていました。そういえば、この日は沢山の若い人が署名をしてくれました。それで市民の皆さんもなんとなくそんな気分になって、気軽に署名をしてくださったのでしょうか。

総会以後の宣伝署名行動の成果

月日	署名数	チラシ入りティッシュ
8/29	30	185
9/27	56	275
10/31	102	432
11/21	39	267
12/26	26	222
平均	50.6	276.2

◆異議審の署名が1万名分を超えました

このコロナ禍にあっても、全国の支援者の皆様から沢山の署名が寄せられ続けています。心から御礼申し上げます。



12月7日に、「守る会」事務局の3名が名古屋高裁刑事訟廷官と面会して1,312名分の署名を提出してきました。これで高裁に提出した異議審の署名は累計10,178名分となりました。

なお、高裁に署名を提出したときに、文書と口頭とで「守る会」からの要請を行うと共に、今回は10月に国民救援会愛知県本部大会で決議された「豊川幼児殺人事件の再審開始を要請する決議」も、併せて提出してきました。

勿論、この後も署名は届いており、1月3日現在、私の手許には796名分があります。

戴いた都度御礼のはがきなどを書くべきだと思いますが、手が回らず、暑中見舞いと年賀状の時期くらいにしか御礼を申し上げておりませんことをお詫びいたします。

◆事務局と世話人会

——新たな運動を提起

役員の会議だけは休むことなく続けています。世話人会では、毎回、冒頭の30分程度を学習の時間としており、「再審に関わる法律の問題点」、「仮釈放」、「証拠開示と検察の上訴——諸外国との比較」といったテーマで、世話人会メンバーが交替で報告者となって学習をしています。

また、多くの支援者が関わる運動がなかなか組めないといった声が出る中で、事務局から、「名古屋高裁の裁判長に、みんなで上申書を出そう」という運動が提起され、世話人会の論議を経て実行されることとなりました。

会員の皆様、またその他の支援者の皆様にも、このニュースとほぼ同時に「上申書提出の運動」への参加のお願いや、取り組み方の説明文が届くと思います。コロナ禍で思いっきり運動ができなかった鬱憤を、是非ここで晴らしてください。

◆1月24日(日)は

再審請求棄却2周年・大宣伝署名行動!

田邊さんの再審請求はまともな取調べもされないうまま、一昨年の1月25日、名古屋高裁刑事1部によって棄却決定が出されました。これに対して弁護団は異議を申し立てています。私たちも同じ思いです。

棄却決定から丸2年となる日の前日に当たる日曜日の午後、1時半から1時間にわたって豊橋駅前のペDESTリアンデッキを中心に、3カ所に分かれて、市民の皆さんに宣伝をします。

田邊さんは無罪であること、理不尽にも冤罪に巻き込まれた人やその家族の苦しみ、間違っ有罪を宣告された人が汚名を雪ぐ為再審制度があること、無実の訴えを審議する筈の名古屋高裁の仕事ぶりのひどさ、それを許す結果を招いている刑事訴訟法の再審に関わる規定の不十分さ等々、聴いていただきたいことは一杯あります。そのような思いを述べ、「名古屋高裁に田邊さんの再審開始決定を求める署名」への協力を強く訴えたいと思います。

愛知県東三河在住の会員さんには、この日、是非ご一緒にこの行動にご参加くださいますよう、心からお願い申し上げます。

◆再審法改正運動の推進

田邊さんの事例に限らず、冤罪で苦しんでいる人が沢山います。豊川事件の地元では、国民救援会の豊川支部と東三河支部、そして田邊さんを守る会の三組織から2名ずつの代表者を出して「再審法改正運動推進委員会」をつくり、今月末には9回目の委員会を開きます。

1月に豊川で、2月には豊橋で、それぞれ豊川事件の弁護団の先生を講師に招いて「無実の人を救う学習会」を開き、4月10日には豊橋駅の近くの会場で200名規模の大学習集会を開きます。この日の講師は、ジャーナリストの江川紹子さんと、冤罪犠牲者の会共同代表を務める、あの青木恵子さんです。

東三河ではまず豊橋市の6月議会に陳情をする予定ですので、各市町村の議員さんにも参加を呼びかけ、運動に加勢をしていただくつもりです。

田邊さんに激励のお手紙を出して下さい
【宛先】

〒870-0856 大分市畑中5-4-1 田邊雅樹 様